第三号様式中

「第二条第五号の三のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	」を
「第二条第五号の三の電波障害防止装置	6以上
第二条第五号の四のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	8以上
「第二条第二十二号の前部霧灯	5以上
第二条第二十二号の二の側方照射灯	5以上
「第二条第二十二号の前部霧灯	5以上
第二条第二十二号の二の側方照射灯	」に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中装置型式指定規則第五条に二項を加える改正規定及び同令第三号様式の改正規定（前部霧灯及び側方照射灯に係る部分に限る。）　公布の日

二　第一条中道路運送車両の保安基準第十八条第五項及び第二十二条の五第一項の改正規定　平成二十三年六月一日

三　前二号に掲げる規定以外の規定　平成二十三年八月一日

（経過措置）

2　第二条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第二項の規定は、装置型式指定規則第五条第一項の表中第五号の装置については、平成二十六年九月三十日（軽自動車に備えるものにあっては、平成三十年二月二十三日）までは、適用しない。

○国土交通省令第四十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第六条第三項、第六条ノ四第一項、第二十九条ノ三、第二十九条ノ四第一項及び第二十九条ノ八並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）第十四条の四の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「及び第百四十六条の四十三」を「、第百四十六条の四十三及び第百四十六条の四十九」に改める。

第五条中「第百四十六条の四十九」を「第百四十六条の五十」に改める。

第百四十六条の二中「まで、第百四十六条の四十八の二及び第百四十六条の四十九」を「まで及び第百四十六条の四十八の二から第百四十六条の五十まで」に、「第百四十六条の四十九の規定を」を「第百四十六条の五十の規定を」に改める。

第百四十六条の四十九を第百四十六条の五十とし、第百四十六条の四十八の二の次に次の一条を加える。

（船橋航海当直警報装置）

第百四十六条の四十九　国際航海に従事する総トン数一五〇トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあっては自ら漁ろうに従事するものに限る。以下この条において同じ。）を除く。）及び国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン以上の船舶（二時間限定沿海船等並びに同項第一号及び第二号の船舶を除く。）には、機能等について告示で定める要件に適合する第一種船橋航海当直警報装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2　総トン数一五〇トン未満の旅客船（二時間限定沿海船等を除く。）、国際航海に従事しない総トン数一五〇トン以上五〇〇トン未満の船舶（二時間限定沿海船等並びに船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶を除く。）並びに総トン数一五〇トン以上の同項第一号及び第二号の船舶には、機能等について告示で定める要件に適合する第二種船橋航海当直警報装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

第二百九十九条第二項中第四十号を第四十一号とし、第三十三号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三　船橋航海当直警報装置

第二百九十九条第四項中「第三十六号」を「第三十七号」に、「同項第三十七号」を「同項第三十八号」に、「同項第三十八号及び第三十九号」を「同項第三十九号及び第四十号」に、「第四十号」を「同項第四十一号」に改め、同条第五項中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

第三百条第二項第二号中「第三十三号まで、第三十七号及び第三十八号」を「第三十四号まで及び第三十八号」に改め、同条第四項中「及び第三十七号」を「及び第三十八号」に、「同条第二項第四十一号」を「同条第二項第四十二号」に、「同項第三十七号」を「同項第三十八号」に改め、同条第六項中「第三十二号」を「第三十三号」に改める。

第三百一条第二項第一号中「同条第二項第三十七号」を「同条第二項第三十八号」に改める。

（船員法施行規則の一部改正）

第二条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二十を第三条の二十一とし、第三条の十九を第三条の二十とし、第三条の十八を第三条の十九とし、第三条の十七の次に次の一条を加える。

（船橋航海当直警報装置の作動）

第三条の十八　船舶設備規程第百四十六条の四十九の規定により船橋航海当直警報装置を備える船舶の船長は、当該船舶の航行中は、船橋航海当直警報装置を常時作動させておかなければならない。

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第三条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第七項中「、第五号、第六号及び第七号」を「及び第四号から第七号まで」に改める。

別表第一中

「喫水計測装置	1個につき　13,300円」を
喫水計測装置	1個につき　13,300円
第一種船橋航海当直警報装置	1個につき　27,500円
第二種船橋航海当直警報装置	1個につき　25,200円」に
「喫水計測装置	1個につき　13,100円」を
喫水計測装置	1個につき　13,100円
第一種船橋航海当直警報装置	1個につき　27,300円
第二種船橋航海当直警報装置	1個につき　25,000円」に

改める。